

市民自治推進会議について

設置主旨：条例の運用状況について市民の立場から見守るための会議

取扱事項：条例の周知、適正な進行管理、推進していく上で必要な事項等

1. 市民自治条例の主なポイント（まちづくりの基本原則）

(1) 情報共有及び公開

・情報共有及び公開(第4条)、議会の責務等(第11条)、議会の会議他(第12条)、市議会議員の責務(第12条)、市長の責務(第15条)、説明責任(第20条)、意思決定の明確化(第21条)、行政手続き(第26条)、執行及び決算(第31条)、財産管理(第32条)、財産状況の公表(第33条)、行政評価(第34条)、計画策定段階の原則(第37条)、計画策定手続き(第38条)、審議会等(第39条)、情報への権利/情報共有制度/情報収集及び管理/個人情報保護(第46,47,48,49条)

(2) 参画と協働の原則

・参画と協働の原則(第5条)、まちづくり参画の権利(第7条)、20歳未満市民の参画する権利(第8条)、参画における市民の責務(第9条)、議会の責務等(第11条)、市議会議員の責務(第13条)、協働のまちづくりにおける市の役割(第14条)、まちづくり参画における市の責務(第18条)、総合計画等の策定(第19条)、行政評価(第34条)、条例制定等の手続き(第36条)、計画策定手続き(第38条)、審議会等(第39条)、市民自治に関する市民の役割(第42条)、市民自治協議会等(第43条)、市民投票(第44,45条)

(3) 人権の尊重

・人権の尊重(第6条)、まちづくり参画における市の責務(第18条)

(4) その他

- ①位置づけ：目的(第1条)、最高規範(第3条)、総合計画の策定(第19条)、市民自治の定義(第40条)
- ②誠実及び自己研鑽等：市長/執行機関/職員の責務(第15,16,17条)
- ③組織等：行政組織/職員政策/法務政策(第22,23,24条)、危機管理(第27条)
- ④法令遵守等：法令遵守及び公益目的通報(第25条)、広報応答義務/公聴対応(第28,29条)
- ⑤財政運営等：財政運営の基本方針(第30条)、予算編成、執行及び決算(第31条)、財産管理(第32条)
- ⑥行政評価等：行政評価(第34条)、外部監査(第35条)
- ⑦他自治体との連携：他自治体/近隣自治体との連携、広域連携(第51,52条)
- ⑧国際交流及び多文化共生（第53条）

2. 市民自治条例のまちづくり原則を担保するためにはどうしたらよいのか？

(1) 条例の主旨を担保するための条例制定

①既存条例の機能（目的）毎の整理

- a) 情報共有及び公開
- b) 参画と協働の原則
- c) 人権の尊重
- d) その他

②市民自治条例の主旨を具現化するために必要な条例

※市民参画条例・まちづくり基本条例・住環境保全（開発規制、公害等）条例・地区計画手続き条例・景観条例・法令遵守条例・倫理条例・情報公開条例・市民投票条例・NPO等支援条例・議会基本条例・自然環境保全条例・市民倫理条例等

③これらを条例化するためのプログラムの検討

(2) 条例の主旨を具現化するための計画策定

①総合計画及び各種基本計画等

総合計画・都市計画マスタープラン・景観計画・生駒山麓保全計画・緑の基本計画・水の基本計画・環境基本及び管理計画・環境アセスメント・交通計画・住宅基本計画・地域福祉計画・地域防災計画・地域防犯計画・男女共同参画基本計画・次世代育成基本計画・監査計画等

②指針及びビジョン

開発許認可指針・中心市街地活性化指針・景観形成（公共施設,建築,緑等）指針・高齢者対応指針・教育基本ビジョン・住宅産業振興ビジョン他

(3) 条例の広報周知について

①市民自治協議会の社会実験の実施

市内の3箇所程度（旧南生駒村,生駒町,北倭村を想定）で、現在の生駒市の典型的な地区（旧村とNTの混合地区）を選定し、社会実験として（仮称）〇〇校区市民自治協議会として1～2年程度実施しながら、条例の主旨の周知を図るとともに、その評価を条例の見直しの資料とする。

3. 市民自治推進会議スケジュール

年度	平成 21 年度 (H2009)	平成 22 年度 (H2010)	平成 23 年度 (H2011)	平成 24 年度 (H2011)
・既存条例の整理	◀──────────▶ 事務局で整理			
・必要な条例の検討	◀──────────▶ 各担当部署で検討			
・条例化のための検討		◀──────────▶ 各担当部署で検討	◀──────────▶ 条例化	
・既存基本計画等の整理	◀──────────▶ 事務局で整理			
・必要な計画等の検討		◀──────────▶ 各担当部署で検討	◀──────────▶ 計画案策定	
・市民自治協議会の社会実験		◀──────────▶ 3箇所社会実験	◀──────────▶ 継続 評価	◀──────────▶ 準備 全市で本格的に実施
・市民自治推進会議	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

社会実験等を参照し、見直しが必要であれば変更案を検討し、平成25年度に実施

注：委員の任期は、条例の見直しまでとなっているが、任期が長期に亘るため、各年度に見直しすることも必要と思われる。